

凡 例

- : 計画地
- : 第一種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 準住居地域
- : 近隣商業地域
- : 準工業地域

<日影規制>

4-2.5  
 ↑  
 敷地境界から10mを超える  
 範囲で規制される日影時間  
 敷地境界から5mを超え10m以内  
 の範囲で規制される日影時間

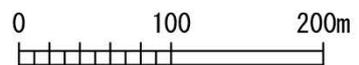
- 注) 1. 測定面の高さは4.0mとする。  
 2. 規制される日影とは、冬至日における真太陽時の8～16時までの間に生じる影である。

<規制ライン>

- : 5m規制ライン
- - - - : 10m規制ライン

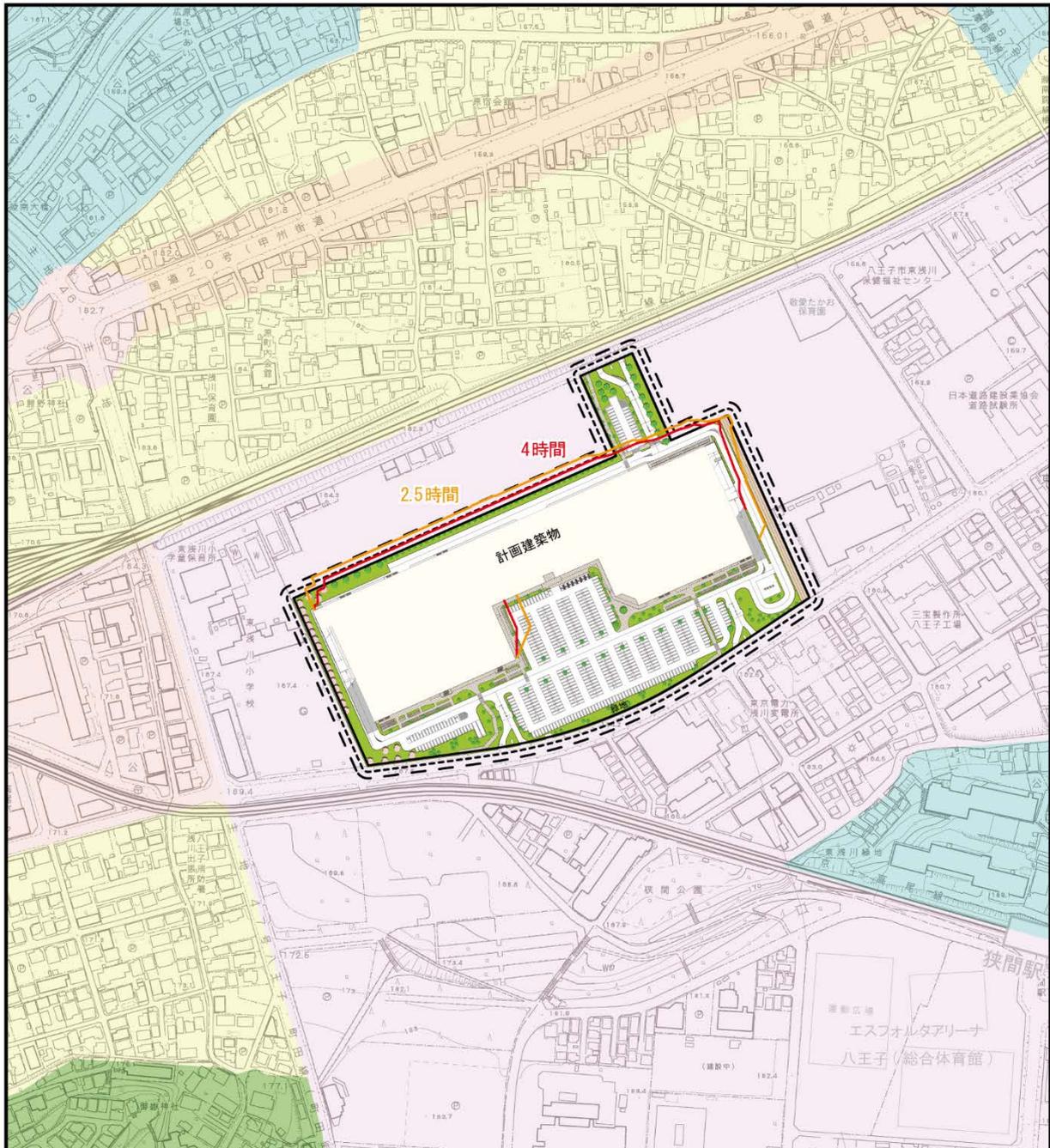


1:5,000



出典:「八王子市都市計画図」(平成26年3月、八王子市役所)

図 7.5-3(1) 等時間日影図 (事後調査結果)



凡例

-  : 計画地
-  : 第一種低層住居専用地域
-  : 第一種中高層住居専用地域
-  : 第一種住居地域
-  : 準住居地域
-  : 近隣商業地域
-  : 準工業地域

<日影規制>

- 4-2.5  
敷地境界から10mを超える範囲で規制される日影時間
- 敷地境界から5mを超え10m以内の範囲で規制される日影時間

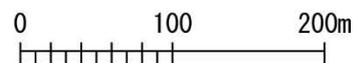
注) 1. 測定面の高さは4.0mとする。  
2. 規制される日影とは、冬至日における真太陽時の8～16時までの間に生じる影である。

<規制ライン>

- : 5m規制ライン
- - - - - : 10m規制ライン



1:5,000



出典：「八王子市都市計画図」（平成26年3月、八王子市役所）

図 7.5-3(2) 等時間日影図（予測結果）

## イ 予測条件の状況

### ①計画建築物の状況（配置、高さ、形状等）

計画建築物の状況は図 5.2-3～5（p.10～15）に示したとおりである。

### ②周辺建築物の状況（立地、高さ、形状等）

周辺建築物の状況は図 7.5-4 に示すとおりであり、北東側に戸建住宅、北側にマンションが新たに設置されている。

## ウ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 6.5-1 に示したとおりである（p.31 参照）。



図 7.5-4 周辺建築物の状況

#### 7.5.5 予測結果と事後調査の結果との比較検討

##### (1) 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度

計画建築物の位置及び形状は評価書時点の計画どおりであり、冬至日の日影時間は、地点1においては約3時間5分(約185分)増加し、地点2においては約1時間10分(約70分)増加すると予測していた。事後調査結果は地点1、2ともに計画建築物による日影時間は予測結果と同じであった。なお、地点1において戸建住宅が建設されたことにより午前中の日影時間が増加している。

##### (2) 計画建築物の設置に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度

計画建築物の位置及び形状は、評価書時点の計画どおりであり、計画建築物による日影の範囲、日影となる時刻及び時間数は予測結果と同じであった。